

第4章 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備

【公共車両等の整備】

第28条 公共車両等の所有者又は管理者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

(趣旨)

本条は、公共車両等の整備について規定するものです。

(解説)

- 「公共車両等」は、まず安全が第一で、道路運送法等で「安全基準」が定められているが、それに加えて、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できることが必要である。例えば、ノンステップバス等の導入などもその一つである。
- 高齢者、障害者等の移動の確保という観点から、公共車両等の整備は重要である。そのため、バス事業者、船舶事業者、モノレール事業者等に対し、整備の努力義務を課している。

(参考)

【規則】

(公共車両等)

第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令）第9条第1項第17号(ロ)に規定する客車
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

【公共的工作物の整備】

第28条の2 公共的工作物の所有者又は管理者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

(趣旨)

本条は、信号機、バスの停留所などの公共的工作物の整備について規定するものです。

(解説)

- 公共的工作物は、多種多様であり、技術の進歩による変化が著しいものもあり、一律に整備基準を設けることは難しい。その一方で、高齢者、障害者等が頻繁に利用し、生活に密着した工作物であることから、バリアフリー化を進めることが必要として、その所有者又は管理者に整備に努めることを求めている。

(参考)

【規則】

(公共的工作物)

第4条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める公共的工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) バス停留所
- (3) 案内標識（道路交通法第2条第1項第15号に規定する道路標識及び生活関連施設に附帯するものを除く。）

【住宅の整備】

第29条 県民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に暮らすことのできるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(趣旨)

本条は、住宅のバリアフリーに関して規定するものです。

(解説)

- 個人の住宅は、生活の場として多様で、しかも個人の嗜好によるところが大きく、個人の自由な建築に任せることが基本である。そのため、条例で一律に整備基準を定めることにはなじまないが、その一方で、社会的資源としての性格も有することから、「長寿社会対応住宅設計指針」（建設省：平成7年6月）などを参考にして整備を進めることを奨励している。
- いわゆる建売業者についても、同様の趣旨で規定するものである。
- 大規模な共同住宅については、将来、高齢者、障害者等が利用することに備え、共用部分については整備基準への適合義務を課している。

第5章 沖縄県福祉のまちづくり審議会

【設置】

第30条 県における福祉のまちづくりの推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議させるため、沖縄県福祉のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（趣旨）

本条は、第7条の施策の基本方針に沿って、福祉のまちづくりを推進するための体制の一つとして沖縄県福祉のまちづくり審議会を置くことを規定するものです。

（解説）

◆「福祉のまちづくりの推進に関する重要事項」とは、条例に関する事項、条例施行規則に関する事項、広報啓発活動に関する事項、推進体制に関する事項などである。

【組織等】

第31条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、福祉のまちづくりに関する学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（趣旨）

本条は、沖縄県福祉のまちづくり審議会の組織内容等について規定するものです。

（解説）

○審議会委員は、その重要性をかんがみ、幅広い意見を集約するため、学識経験者、高齢者・障害者団体等代表者、事業者団体代表者、行政機関の長などで構成する。

第6章 雑則

【国等に関する特例】

第32条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第3章第2節の規定は適用しない。ただし、国等は、特定生活関連施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその計画を通知しなければならない。

2 知事は、国等に対し、生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

3 知事は、第1項ただし書の規定による通知又は前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該国等に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

（趣旨）

本条は、国、県、市町村及び国等に準ずる者（規則で規定する者）が特定生活関連施設の新築等を行うときの手続を規定するものです。

なお、知事は通知又は報告の内容に関し、国等に対して必要な要請を行うことができます。

（解説）

○これらの団体についても、民間事業者と同様に条例の適用を受けることになるが、それぞれ独立した団体であり、国及び地方公共団体については、障害者基本法により責務が課せられるなど、その性格から率先して条例に対応すべきであることから、事前協議等の手続は求めている。

○公共事業を実施する際の基準・要領等は整備基準と同等の内容であるため、事前協議等に代わるあらかじめの通知によって、情報を確実に把握するものである。

○国等が行う特定生活関連施設の新築等については、工事着手の30日前までにその内容を知事に通知することを原則とする。道路事業等にあつては、長期計画等をまとめて通知することも可能である。

◆「必要な措置をとるよう要請」とは、整備の内容が整備基準に照らして不十分な場合又は適合しない場合に、国等に対して基準に適合するよう要請することをいう。

（参考）

【規則】

（国等に準ずる者）

第13条 条例第32条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人
- (2) 土地開発公社
- (3) 沖縄県住宅供給公社
- (4) 財団法人沖縄県農業開発公社
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国、都道府県又は市町村とみなされる法人とする。

【事務処理の特例】

第33条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ右欄に掲げる市が処理することとする。

事 務	
1 第18条の規定による適合証の交付に関する事務	那覇市 宜野湾市
2 第20条の規定による事前協議に関する事務	浦添市 沖縄市

3 第21条の規定による指導及び助言に関する事務	うるま市
4 第22条の規定による工事完了の届出の受理に関する事務	
5 第23条の規定による完了検査に関する事務	
6 第26条第1項の規定による必要な報告を求める事務及び立入調査に関する事務	

(趣旨)

本条は、事前協議等に関する事務の処理を建築基準法による特定行政庁に委任する規定です。

(解説)

○委任事務は次のとおり。

- ①第18条の規定による適合証の交付に関する事務
- ②第20条の規定による事前協議に関する事務
- ③第21条の規定による指導及び助言に関する事務
- ④第22条の規定による工事完了の届出の受理に関する事務
- ⑤第23条の規定による完了検査に関する事務
- ⑥第26条第1項の規定による必要な報告を求める事務及び立入調査に関する事務

○勧告、公表に関する事務は県が行う。

【適用除外】

第34条 市町村が、生活関連施設の整備に関して高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したまちづくりの見地から制定する福祉のまちづくりに関する条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、第3章（第19条の規定を除く。）及び第32条の規定は、当該市町村の区域における生活関連施設の整備については、適用しない。

(趣旨)

本条は、県条例と市町村条例との関係について規定するものです。

(解説)

○福祉のまちづくりは、まちづくりの一つであり、まちづくりの主体である市町村が主体的に取り組むことが望ましい。そのため、市町村が福祉のまちづくり条例と同じ目的でかつ同等以上の効果が期待できる条例を制定する場合には、市町村条例の適用を優先することとし、県条例の適用を除外する。

◆「この条例と同等以上の効果」とは、県条例の整備項目すべてを定めることや当該項目すべてにおいて整備基準以上の基準であることを求めるものではない。県条例と同等以上の効果が期待できるか総合的に判断するものである。

【規則への委任】

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

本条は、条例で規定されていない部分について、規則に委任することを規定するものです。